

尾張徳川家伝来「筆築譜」について

並木昌史

はじめに

一 筆築譜の概要と特色（書誌情報・内容・伝来）

二 本譜の成立と安倍季村

おわりに

はじめに

音楽という、形を持たない瞬間芸術を長く留め、また演奏によって再現する手段のために、音の一つ一つを様々な方法で可視化し、時には文字に置き換え、記録する「楽譜」が洋の東西を問わず考案された。この楽譜を読解するためには、楽譜の形で残された音楽に対する知識なり理解が不可欠である。伝統音楽としての邦楽の場合、師から弟子への口頭による伝承が中心であったことから、音楽を再現するための楽譜は、一度師からの伝承を受けた者でないと容易に理解することが難しいこと、また邦楽に限らないが、印刷による出版が行われるまでは、筆写という手段でしか楽譜を

入手することが出来なかったため、部外者が入手し、これを読解することが簡単ではなかった。これらから、伝統音楽としての邦楽の楽譜は、文字資料としてはかなり特殊な存在であるといえよう。

尾張徳川家（以下、「尾張家」と略称する）に伝来した雅楽の楽譜に、今回紹介する筆築譜がある。正確に言えば、雅楽には総譜（スコア）にあたる楽譜は存在しないため、雅楽に用いる楽器の一つである筆築の譜面（パート譜）というのが正しい。そもそも江戸時代の大名家では、能楽は重要な催事に上演される演劇であり式楽に数えられたことから、大名個人にとっても必須の知識であった。これに対し雅楽は大名にとっては余技の一つにすぎず、あくまでも趣味の範疇に留まる存在であったと考えられる。大名家の一つである尾張家においても、雅楽は、いわば余技として学ばれていたと考えられる。

本稿で取り上げる「筆築譜」（以下、特に断らない限り「本譜」と略称する）は、尾張家伝来の筆築の楽譜で、徳川美術館が過去に行ってきた楽器の展覧会で出陳したほか、近年では筆者が『愛知県史 別編 文化財4 典籍』

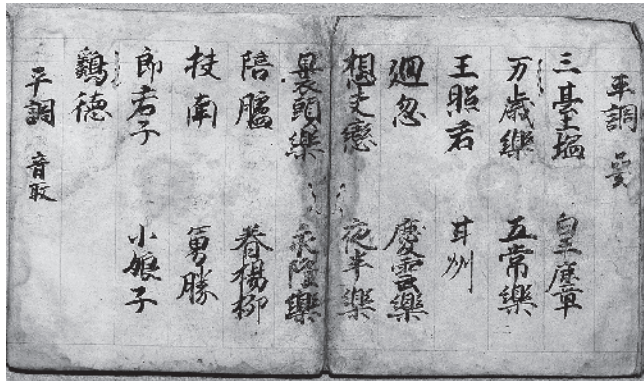
のなかにおいて紹介した。^①ただし、この時は、紙幅の都合もあつて本譜の特徴を十分に論述しきれなかったこと、この紹介後に新たな知見を得ることができたため、稿をあらためてこのたび検討・考察することとした。

一 筆築譜の概要と特色(書誌情報・内容・伝来)

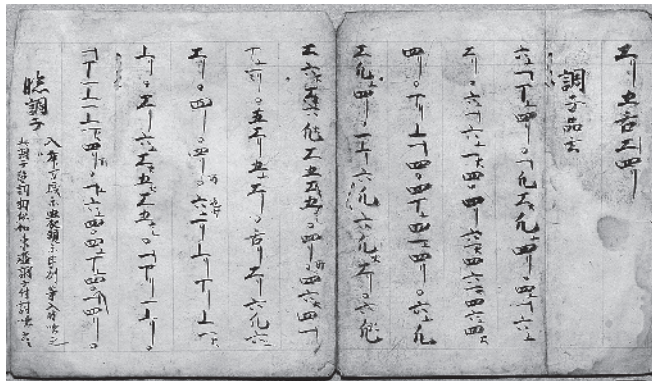
本譜の内容的特徴について触れる前に、まず基本的な書誌情報について触れておきたい。



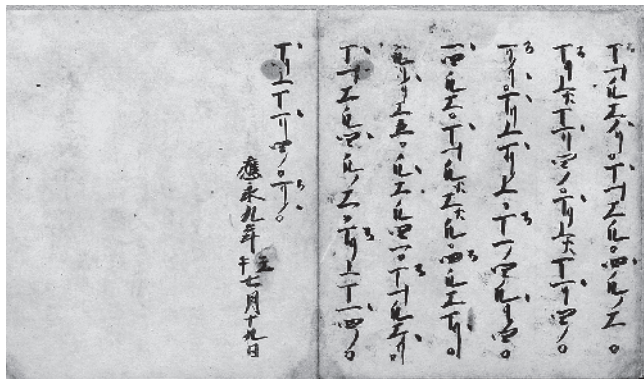
挿図1 本譜 表紙



挿図2 本譜 冒頭



挿図3 本譜 冒頭(続き)



挿図4 本譜 巻末 年紀

〔本譜の書誌情報〕

本譜は一冊の折帖装の冊子本で、法量は縦一八・五糎、横一五・三糎。表紙・裏表紙ともに紺紙を用いている(挿図1)。本文の料紙は楮、全八十一折。表面のみに墨線による界線を引く(挿図2・3)、譜面本文は表面の場合、一面につき六行で書写されている。裏面は界線を引かないが、一面につき六〜八行書写されている。外題・内題ともに無く、「筆築譜」の名は大正時代に尾張家で行われた道具整理の際に新調された桐二方棧箱の蓋表に書かれた名称である。本譜に附属する書付類や、尾張家に入ってから伝来や所用者、由緒来歴を物語る箱書や附属史料は一切無

い。卷末に「(一四〇二) 応永九年壬午七月十九日」の年紀を記す(挿図4)が、本譜の筆者の自署や、曲目の相伝や筆写の事情を記した跋文を持たないため、成立事情は明らかではない。

〔本譜の内容〕

本譜は箒篋の楽譜で、一冊に計百四十九曲を収録する。箒篋は中国起源の楽曲である唐楽、朝鮮半島起源の楽曲である高麗楽、そして日本古来の楽曲である「国風歌舞」の伴奏などに幅広く採り入れられた。この百四十九曲を収録順に区分すると、唐楽曲九十四曲・神楽二十二曲・高麗楽曲三十四曲で構成されている。

収録曲の内訳は次の通りである。

なお、曲名は表記通りとしたが、旧字は新字に統一した。漢字の宛て字は修正せず、誤写と思われる箇所のみ訂正した。また多楽章からなる大曲「皇鑾」や「蘇合香」「万秋楽」「皇帝破陣楽」「团乱旋」のほか、「五常楽」「輪台」など、一具が数楽章からなる組曲の場合、「同」の字を補った。同名の曲であっても、楽拍子・只拍子の奏法の違いで譜が二種類ある場合、二曲と数えた。なお詳細は後述する。

唐楽曲

〔平調：平調(西洋音楽でいうE・ミ)を基音とする調子)〕

音取・品玄・臨調子・入調・三台塩破・同急・皇鑾破・同八帖・同九帖・同急・万歳楽・同只拍子・慶雲楽・同只拍子・裏頭楽・想夫恋・五常楽序・同詠・同破・同急・甘洲・同只拍子・陪臚・廻骨・扶

尾張徳川家伝来「箒篋譜」について

南・老君子・小娘子・鶏徳・勇勝破・同急・永隆楽・春楊柳・夜半楽
只拍子・同楽拍子・林歌楽拍子

〔盤渉調：盤渉(西洋音楽でいうB・シ)を基音とする調子)〕

音取・調子・上調子・蘇合序・同三帖・同四帖・同只拍子・同五帖・同破・同急・万秋楽序・同破・同二帖・同三帖・同四帖・同五帖・同六帖・宗明楽・同只拍子・蘇莫者音取・同序・同破・採桑老音取・同当曲・輪台音取・同詠・同吹渡・青海波音取・同詠・輪台・早輪台・青海波・白柱・竹林楽・千秋楽・越殿楽・劍氣禪脱・秋風楽・鳥向楽・採桑老只拍子

〔双調：双調(西洋音楽でいうG・ソ)を基音とする調子)〕

音取・上調子・春庭楽只拍子・同楽拍子・柳花苑

〔壹越調：壹越(西洋音楽でいうD・レ)を基音とする調子)〕

皇帝破陣楽遊声・同序・同破・同二帖・同三帖・同四帖・同五帖・同六帖・团乱旋序・同二帖・同三帖・同入破・同颯踏・同急声

神楽

音取・庭火・榊・諸上・尻上・延韓神・早韓神・薦枕・タカニエヒ・志都野・佐々波・蜚・殖春・千歳・又延吹・早歌・星小音取・吉々利・得銭子・木綿作・朝倉・其駒

高麗楽曲

〔高麗壹越調：西洋音楽でいうE・ミを基音とする調子)〕

貊調子・新鳥蘇・古鳥蘇・進走禿・退走禿・皇仁庭破・同急・貊鉦・阿夜岐理・帰徳隻破・同急・志岐伝・長保楽破・同急・崑崙破・同急・

新^{しん}靱^{まか}・胡^こ蝶^{よう}破^{のは}・同^{にん}急^な・仁^{えん}和^{ぎらく}楽^は・延^{えん}喜^{ぎらく}楽^は・埵^{はん}破^{なり}・胡^こ徳^{とく}楽^う・都^つ志^し・納^な蘇^そ利^り

破・同急

〔高麗双調…西洋音楽でいうA・ラを基音とする調子〕

音取・地^ち久^{きう}破^{のは}・同^ち急^{きう}・蘇^そ志^し摩^ま・登^{とう}天^{てん}楽^{らく}・白^{はう}浜^{ひん}

〔高麗平調…下無(西洋音楽でいうF[#]・ファ[#])を基音とする調子〕

音取・林^{りん}歌^が

本譜が収録する唐楽曲のうち、平調・盤渉調・双調のそれぞれ冒頭挿図2・3には、曲名の目録を掲げているが、各曲の内容と目録とは一致せず、全部収録されていない。各調ごとの目録は次の通りである(割注部分は、へへ山形カッコ内に記した)。

平調 品玄

三台塩 皇聲

万歳楽 五常楽

王照君^(ママ) 甘州

廻忽 慶雲楽

想夫恋 夜半楽

裏頭楽 永隆楽

陪臚 春楊柳

扶南 勇勝

郎君子 小娘子

鶏徳

盤渉調(律羽 准冬 水音・調子 入調)

蘇合香 万秋楽

輪台 青海波

秋風楽 鳥向楽

採桑老 蘇莫者

白柱 宗明楽

竹林楽 劍氣^(ママ)禪脱

千秋楽 越殿楽

双調曲上(春・呂・東方・木・聲・角・酢・青・性)

春庭楽 柳花苑

春鶯囀 賀殿

迦陵頻 胡飲酒

酒胡子 武徳楽

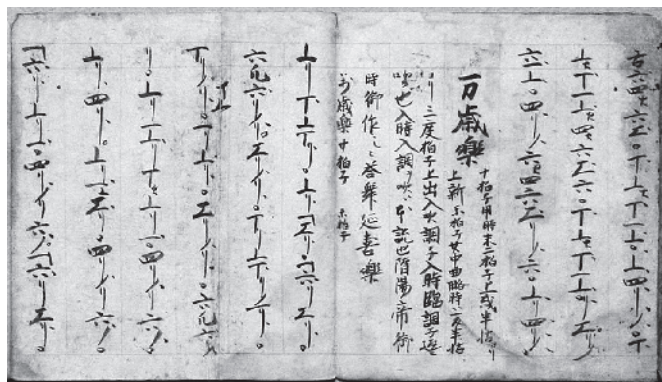
地久(以上七種 渡物) 北庭楽

陵王破 新羅陵王急

皇仁急

さらに唐楽六調子のうち、「黄鐘調」・「太食調」(それぞれ黄鐘(西洋音楽でいうA・ラ)・平調(西洋音楽でいうE・ミ)を基音とする調子)の諸曲が漏れているのも注意すべきと思われるが、本譜の成立にも関連すると思われるため、続く章で触れることとする。

本譜は一貫して、曲の冒頭に曲名(題名)を挙げている。特に表面の冒頭から裏面の双調「柳花苑」までの本譜の前半は、曲によって一様ではない



挿図5 本譜 万歳樂

が、小字で曲の由緒や起源・故事・奏法上の注意・舞樂にも奏される場合は番舞などを記し、続いて譜が記されているのが特徴である。その一例を、次に挙げる。

万歳樂

十拍子用時末二拍子上、或半帖ヨリ上、新樂、拍子廿、中曲、略時ハ一反、半帖ヨリ三度拍子上、出入吹調子、入時臨調子返ニ吹也、入時入調ヲ吹ハ本説也、隋陽帝御時御作云々、答舞延喜樂、(挿図5)
(以上、句読点は筆者が補った)

事トイヘトモ、殿上人吹時御遊ノ説云也、樂人半人吹之時、御字ヲ捨云也、又云、大唐阿育王ト云王マシマス、彼王ノ病悩ノ時、求蘇合香ノ卒ヲ令食之、即五味アリ、依之タチマチ悦アリ、然ルニヨテ此樂ヲツクル、即為一越調ノ曲トコ、二大国秦ノ初ノ皇帝ニ五人ノ愛子マシマス、皆領調子所謂膳子王ニ双曲、次王ニ黃曲、三ノ王ニ一曲、四ノ王ニハ平曲、五ノ王盤曲、如此アタフル間蘇合香當調ノ曲、依之笛ノ六音一越調音也、蘇合香ト云季ノ字ニ付テイワレアリ、然ルニ我朝宇治ノ宝藏ニテ蘇合ノ冠ヲウシナウ、臨時伶人チソウシテ此モトムル時、縁ノシタヨリ此冠ヲ見出ス、此ノ冠ニ唐草ヲイツラ、其草ヲ付ナカラ舞之ヲ時ニ方座香薰ス、彼時ヨリ唐草香ノ字ヲ付初、此延喜ノ御門御時也、依之冠ヲ唐草ト云也、現当二世ノイノリニ專此曲ヲ奏ヘシ、又大序アリ、皆末序吹アリ、雖有大説昔ノ説三説也、序吹アリ、秘説也、又鬼道退散ノ説ト者一々ニ譜ノ面ニ見タリ、鬼道ノ説十二拍子ニイ名アリ、別ニ口伝アルヘシ、譜ニモミルヘシ、此深秘々々師ノ説ヲ聞ヘシ、又四帖ニ序吹アリ、穴賢々々秘ヘシ
(以上、句読点は筆者が補った)

代表的な唐樂の舞樂曲で、古来管絃曲としての演奏記録も多い平調「万歳樂」に付された註記である。また樂曲の譜の後で、「口伝」として次のような奏法上の註記や曲の由緒を記した例があるので、長文ではあるが次に挙げる。

口伝

第三ノ喚頭ハ時ノ喚頭ヲ吹也、同御遊ノ説ト者初早々ノ喚頭ニ反ヲ吹、一反御遊ノ説ト云也、又御遊ノ説者自喚頭吹也、但遊ノ説ト者同

右の「口伝」は、盤渉調「蘇合香」の譜に続いて記された文章で、曲の由緒や伝説が、奏法の注記と共に記された例である。舞樂の奏法の諸説や樂曲の由緒を集大成した樂書に南都樂所の樂人・狛近真(一一七七～一二四二)が天福元年(一一三三)に完成させた樂書『教訓抄』⁽³⁾があり、近真が左方舞を家の芸とする南都樂所出身であることから、「蘇合香」の奏法についての諸説や曲の由緒などを詳しく収録するが、『教訓抄』にも記されていない「蘇合香」の創始にまつわる故事説話が右の「口伝」に収録され

ていることから、本譜によって知られる独自の情報があり注目される。

このほか、曲の起源が『教訓抄』の解説とは異なった記述を持つ例として、次の例が挙げられる。

三台塩

新楽、中曲、破拍子十六、急拍子十六、舞立之様、舞出時品玄、入時調子、破有喚頭、二返吹ヘシ、各時ハ一反、舞立者大鼓管絃時末二拍子上、急二喚頭アリ、三反吹ヘシ、調子為道行、入時ハ同急ヲモテ入事アリ、此本説也、以調子入事秘事也、天皇后作、大国楽也、三月内蘭四帝王儲君妃女三仁然三台居此舞楽初会故二号三台塩也云々

(以上、句読点は筆者が補った)

さらに『教訓抄』には見られない、本譜のみにある曲の由緒の記述を持つ例としては、次の八例を挙げることができる。

①皇臺破

楽拍子、中大曲、新楽、中曲、舞立様先笙調子、吹簞篋調子吹、次笛音取計吹、道行二急吹出テ舞出入之時重急吹、破八九帖各拍子十連吹、今世破一反・急三反、八帖者喚頭破反也、九帖ヨリ大鼓ヲ上、急者三反頭ヨリ大鼓上也、当曲ハ大国楽也、音生工所作楽也、国王ノ御即位ノ時奏此曲、二三四五六七ノ帖大国皇帝聞之時絶了着鳥向舞之時散杖也云々、答舞長保楽、破一反之時ハ末二拍子上

②相夫恋

拍子十一、反時ハ二拍子ヨリ上、半帖ヨリ上、恋・憐字通用、新楽或

古楽、中曲、有詠云云、昔唐土二一人女号無彼女本夫号有量勝、離別彼女相嫁、今他妻、其時彼女彈琴、本夫於門辺聞之捨他妻還、故号相夫恋也

③老君子

郎・老字通用、拍子十六、一説拍子八、又説拍子十八、新楽、小曲云々、口伝云、我朝楽也云云、嵯峨天皇隱君子御所作楽也、故号君子、隱后宮以老御太子也、彼所作之故号老君子也
※「嵯峨天皇」以下は『教訓抄』には無い。

④小娘子

娘・郎字通用、或胡老、拍子八、一説十四、新楽、口伝云、大国二在天子、雖成長舟量纔二三尺也、然二八十一二了、作此楽、仍号小老子也云々、当曲ハ四拍子ニ吹也、又藤井殿説ニハ用八拍子
※「藤井殿説」以下は『教訓抄』には無い説。

⑤夜半楽

准大曲、拍子十六、楽拍子、中曲、拍子十六、新楽、承和御門御時退出音声用之云云、口伝云、中曲者譜アリ、大曲ニ吹之也、是基政夢説トハ云也、只拍子小曲ニ吹事ナシ、中曲者不秘也
※「是基政夢説トハ云也」は『教訓抄』には無い。

⑥宗明楽

拍子十、新楽、中曲、法会用之、大唐法人死時奏此楽也
※「大唐法人死時奏此楽也」は『教訓抄』には無い。

⑦蘇莫者

破、拍子十二、但普通ノ只拍子ヨリ早々吹也、当曲大峯ノ道ニテ修行者伝之、即日藏聖人ノ御事也、ナノリ道賢名酒吹拍子

※「即日藏聖人之御事也」は『教訓抄』には無い説。

⑧越殿楽

拍子十二、新楽、小曲、天竺楽也、民食ノ時吹此也

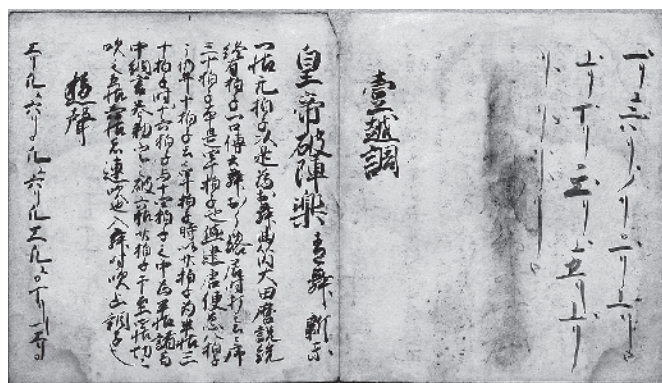
また、特定の家で伝承していた説に触れた箇所がある。右の例では文章中「当家」とあるが、本譜の記主の家か、伝授した師の家で伝承していた説かは明らかではない。

春楊柳

准大曲ト云云、小曲ト云、拍子十二、三度拍子、新楽、一説中曲、一説只拍子、同中曲絶了云云、有喚頭云云、口伝云、第三反ノ喚頭八拍子ノ吹反大曲二吹、秘説也、又小曲二吹、当家二用之

以上のほか、右に掲げた「夜半楽」の解説に登場する基政もとしま おがの（大神基政／一〇七九―一二三八、大内楽所の楽人で笛の名手として知られ、『龍鳴抄』ほかの著作がある）の説や、「秋風楽」の解説文中に登場する「明暹譜」の編者である南都興福寺の僧・明暹（一〇五九―一一二三、大内楽所の大神家から笛の技術を受けた名手）の笛譜の名が曲の解説・註記に参考に挙げられていることから、これら先行する楽譜や著作を参照して書かれたと推測される。

後半に収録する老越調の大曲「皇帝破陣楽」「団乱旋」や高麗楽の大曲「新鳥蘇」は、一具が多楽章の曲であることや上演頻度の少なさもあつてか、上演時の注意点を細かく記しているのは前半部に共通するが、続く神楽や高麗楽では曲の由緒や来歴などの記述は、最小限に留められているため、大曲に見られる詳細な註記は、むしろ例外に映る。



挿図6 本譜「柳花苑」と老越調「皇帝破陣楽」

本譜後半の記主にとって、各曲の由緒来歴や奏法の伝承などへの関心が前半の記主ほどには必ずしも高くなかったのではなく、これらの情報が自明の事柄であつたため省略されたと考えられる点も、本譜の前半と後半とで異なる記主の性格を考える上で、看過できないと思われる。なお各曲の注記については、本譜の書写年代や記主についての考察において重要であるため、再度触れることとする。

本譜の記譜法の特徴としては、音名（指孔名）の横に拍節を示す胡麻点や拍子（太鼓を打つ箇所）を示す「百」が打たれ、音名の下には小さい字で「火

老越調

皇帝破陣楽 有舞 新楽

一帖無拍子、以是為於舞曲、

笛大田麿説絶終有拍子、一口

傳云、舞出了落居時打シム、

序三十拍子、本是四十拍子

也、彼建唐使忘八拍子、仍棄

十拍子云々、四十拍子時以廿

拍子為半帖、三十拍子時十六

拍子与十四拍子之中為半帖、

諸葛中納言奉勅定之、破六帖

廿拍子于至四帖切々吹之、五

帖・六帖者連吹也、入舞時吹

上調子也（挿図6）

急(早く奏す)」を意味する「火」、強く吹く記号「打」の字の略字である「ノ」(ベツと音読)、「変」(二音さげる)の略字である「ユ」、音を長く伸ばす記号である「引」を崩した「リ」が補われている。反復を指示する「換頭」「返付」「重頭」など、龍笛や笙の譜面にも共通する用語が使われている。音の高さを示す音名(孔名)と拍節を示す記号、さらに音を伸ばす指示などからなる楽譜は目安譜と呼ばれており、桃山時代以降の筆築譜に登場する、「唱歌」を示す仮名は書かれていないのが特徴である。筆築吹奏を習得するに当たり、師から口伝えて教わり、旋律を習得するために歌う「唱歌」の仮名が登場するのは桃山時代以降で、京都・伏見稲荷大社蔵の後陽成天皇(一五七二―一六二七)筆「越殿楽筆築譜」が最古例である。

神楽は、「音取」「庭火」「星小音取」「朝倉」の独奏曲五曲を除くと、全部が歌曲の伴奏(手付)の譜である。

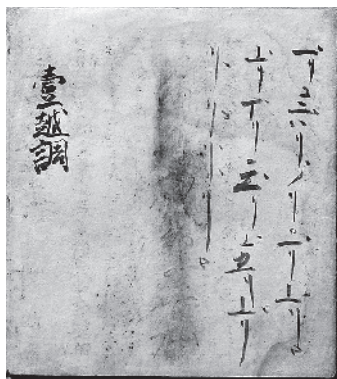
楽譜についての紹介である以上、本来収録各曲の検討があるべきであるが、本稿では煩雑を避けるのと、また筆者の力量の遠く及ばない分野であることから、続いて本譜の書写年代について述べてみたい。

〔本譜の書写年代〕

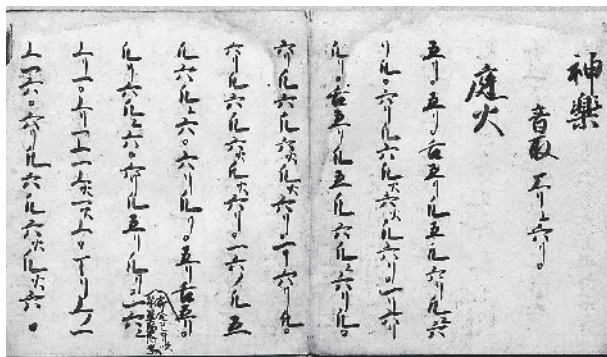
本譜は冒頭から巻末までを、同一人物が同時期に書写した譜ではなく、大きく分けると、二種類の筆跡を認めることが出来る。すなわち、表面の平調曲の目録から始まる冒頭から裏面の双調「柳花苑」までの前半と、続く沓越調「皇帝破陣楽」から最後の高麗平調「林歌」までの後半とに分かれる。それぞれの筆跡は同時代の筆写ではなく、特に後半の筆跡は書風から検討して、巻末の年紀「応永九年(一四〇二)」当時、すなわち室町時代初期の筆跡と考えてよいと思われる。一方、前半に見られる筆跡の書風

は、応永九年を遡る時期の筆跡と考えたい。使用されている料紙や表面に引かれている界罫線とも併せて考えると、前半の書写年代は室町時代の応永九年を遡る、鎌倉時代から南北朝時代にまで遡って考えることも可能と思われる。つまり鎌倉―南北朝時代頃に書写された譜を得た持ち主が、必要な曲や足りないと思われる曲を書き加えて一応の区切りとしたのが応永九年であったと考えられるのである。

ここで最も重要な情報と思われるのが、双調「柳花苑」の譜の後にある抹消部分である(挿図6・7)。抹消部分は判読しがたいが、おそらく前半部を書写した人物の署名の痕跡と推測され、本譜の後半を追加・書写するために抹消されたと考えられる。後半部は、この抹消部分の上から重ね書



挿図7 本譜「柳花苑」と抹消部



挿図8 本譜 神楽

きするのではなく、一行分の余白を残して、壹越調の大曲二曲（皇帝破陣楽」と「団乱旋」の書写を開始したとみられる。前半部最後の、「柳花苑」の譜自体が、手早く書写されたためか筆跡が乱れがちであるのも、そもそも備忘用の譜とはいえ、何らかの事情があったかと想像されるが、その事情なり理由については明らかにしがたい。

以上述べた通り、筆跡の検討から、書写は二度にわたって行われたこと、前半部は卷末の年紀・応永九年を遡る時期に書写されたことが挙げられる。

本譜の特徴の一つとして、唐楽曲と高麗楽曲の間に、一連の神楽曲（挿図8）を挟んでいることを指摘すべきであるが、本譜の成立や性格を考える上で、重要な点と考えられるため、続く章にて併せて検討を加えていきたい。

〔本譜の伝来〕

本譜は明治維新以前から尾張家に伝えられていたことは明らかではあるが、尾張家がこの譜を入手した正確な年代や経緯を明らかにするのは困難である。尾張家蔵帳の一つで、当主の所有品として分類され管理されてきたことを示す「御側御道具帳」（徳川美術館蔵。什器旧原簿第三号。江戸時代後期の成立であるが、明治期まで用いられ朱の加筆がある）に名前が挙げられている「楽之御書物 一箱」に含まれる一冊として、幕末以前から尾張家に伝来したことが明らかである。この「楽之御書物」は、幕末より明治にかけての尾張家当主・十四代慶勝（一八二四～一八三三）の所持品目録である「御取分御道具帳」（徳川美術館蔵。什器旧原簿第八号。明治期の編集）によると、次の通り掲げられている。

一楽之御書物

一箱

御本類 拾一冊

書付類 三包^(式)

この「御本類 拾一冊」だけでは、どのような書物が含まれていたのかは不明であるが、大正年間に、将来の美術館設立構想や売立を視野に入れて行なった、尾張家伝来品の整理の際に作成された蔵帳「御器物目録」（徳川美術館蔵。什器原簿第一号。明治十三年から調査着手とあり）によって、次に掲げる楽譜類であったと判明する。各作品の上のアルファベット記号AからGは、筆者が付した。

A、観応笛譜 五帖※現存。個人蔵

B、笙譜 林重弘所持 三帖

C、箏築譜 一帖（※本譜に該当）

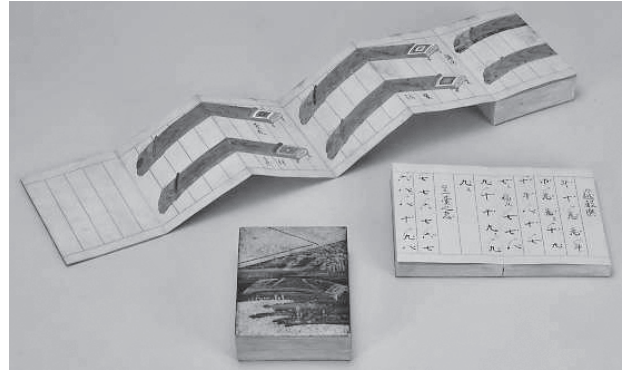
D、和琴譜 一帖

E、箏譜 四辻殿ヨリ来ル 一帖

F、四辻殿ヨリ来譜等 一包三枚

G、箏之譜・和琴之譜 三帖

右のうち、Gの「箏之譜・和琴之譜 三帖」は、尾張家三代綱誠正室の瑩珠院新君（一六五四～九二）が所持したと判明する譜である（挿図9）。またB・D・E・Fのいずれも現存し、当館が所蔵する譜である。Cの譜が、本稿で扱った本譜に該当する。すなわちGも含めて、幕末の段階ではこれら楽譜は一括にまとめられていたことが確認できる。ただGを除く楽譜一冊一冊の来歴や伝来については、明らかにはできなかった。ただしCの本譜は、同じく尾張家伝来の雅楽器の内、製作年代が鎌倉～室町時代にまで遡ると考えられる箏築（景仁作 徳川美術館蔵）が「管あり（挿図10）、この楽



挿図9 筆・和琴の譜



挿図10 筆篋 景仁作

器とともに尾張家に入った可能性もあることを指摘するだけに留めておきたい。

尾張家には、紀伊徳川家十代治宝^{はるとま}(二七七―一八五二)や彦根井伊家十二代直亮^{なおあき}(二七九四―一八五〇)に並ぶ程の雅楽器収集で知られた歴代は存在せず、また田安徳川家初代で「楽曲考」「楽曲考附録」「俗楽問答」など雅楽書を著した宗武^{むねたけ}に比肩する研究を残した歴代もない。⁽⁴⁾「楽之御書物」を手元に置いて所蔵していた十四代慶勝は、笛(龍笛)を学んでいたことが、自身が筆写した龍笛譜一冊が蓬左文庫に現存するほか、笛そのものや、この笛を収めていたと見られる、慶勝自身が楽器をレリーフした箱がある(徳川美術館蔵)。ただし筆篋の楽譜は、笛と記譜法が全く異なっているため、

慶勝には理解不可能であったと思われる。

ただし、本譜が尾張家において、実際の演奏で用いられていたかも、全く明らかではない。本譜には江戸時代末期には、伝承が途絶えた廃絶曲の「皇帝破陣楽」「団乱旋」が含まれているほか、盤渉調「蘇合香」や「万秋楽」のような、複数の楽章からなる大曲は相伝者も少なく、したがって上演機会も稀となれば、本譜を用いた奏楽の機会は無かつたであろうと推測される。特に宮中の祭祀専用音楽「御神楽」は、尾張の楽人にとっては未知の領域であつたと想像される。

二 本譜の成立と安倍季村

本譜は先に述べたように、前半と後半とで筆跡が変わるだけではなく、前半の楽曲の由来や演奏法の解説などが、後半に較べるとより詳しいという、楽譜自体の内容に相違がみられる点を指摘した。本章では本譜の収録曲を手がかりに本譜の成立、なかんずく本譜後半の書写に当たった人物の特定までも視野にいられて、考察を深めていきたい。

本譜が収める唐楽と高麗楽は、一部国産の楽曲が含まれているが、そのほとんどが外来の音楽であり、舞楽や管絃に用いられていたことから、鑑賞用という音楽の性格は似ている。これに対し、神楽は内裏・内侍所で演奏される宮中祭祀専用の歌舞であり、唐楽・高麗楽とは性格を異にする分野をなしている。

神楽は、正しくは「御神楽」と称する、歌曲(合唱曲と独唱曲)に神楽笛・篳篥と和琴(六絃の楽器)・笏拍子(打楽器)で伴奏される一大歌曲である。途中神楽の進行役である人長^{にんちやう}が、歌曲を伴奏に舞を見せる。唐楽・高麗楽の

伴奏で舞われた舞楽は、大勢の観衆の前で上演されるのに対し、神楽は神前で奉納演奏のみであった。奉納の際も、演奏する公卿・殿上人や楽人の居並ぶ神楽舎は周囲を幕で覆い、開かれているのは、奉納の対象である神前のみで、観衆の観覧を全く想定していない、神楽の演奏自体が神事という、特殊な芸能である。内裏・内侍所では毎年十二月に行われる恒例の御神楽⁽⁵⁾の他、臨時の御神楽が行われ、また勅命で畿内諸社に奉納演奏される際も、内侍所御神楽に準じる形式で公卿・殿上人や楽人が参向し、演奏が行われた。

神楽の歌曲や楽器の伝承は堂上公家諸家と京都・大内楽所が中心であったこと、特に神楽の筆篋は大内楽所を構成する地下楽家のうち、筆篋を家

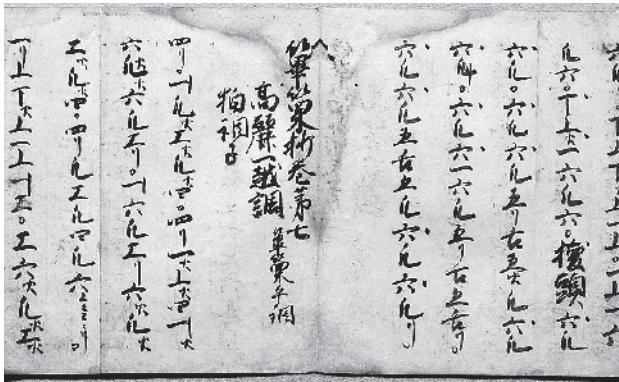


図11 本譜 神楽と高麗楽

の芸として伝えていた安倍家が独占し、秘匿していたことから、神楽を含む本譜後半の書写には、安倍家の人物が関わった可能性を考慮に入れる必要がある。

唐楽・高麗楽を収録する楽譜に、神楽を収録するとしたら、神楽譜を巻頭もしくは巻末に配置して別格に扱うか、あるいは唐楽・高麗楽とは別冊にして、容易な他見を避ける配慮があったと考えられる。ところが本譜では、唐楽・高麗楽とともに神楽を収録していることから、これらの曲を演奏し

た頻度の高かった安倍家の人物が、平生の奏楽の必要に迫られて、入手した古い楽譜に必要な神楽諸曲や唐楽・唐越調の大曲二曲、さらに高麗楽を補って書写(挿図11)した、座右に備えるための手沢譜であったと考えられる。

続いて、本譜後半の書き継ぎを行ったと考えられる人物を特定すべく、収録曲からさらに考察を深めていきたい。

巻末の年紀・応永九年当時に神楽以外にも、唐楽・唐越調の大曲「皇帝破陣楽」「団乱旋」二曲の相伝を受けていた人物を、室町時代初期に活躍した安倍家の人物の中から特定していくと、同家の季村(一三三二)一四一九が該当人物に上がってくる。雅楽を代々伝承してきた楽家歴代の業績を調べていくことは、特に江戸時代以前の人物の場合相当困難であるが、安倍家の場合、季村の末裔である季昌氏(一九四三)が、同家伝来の史料をもとに安倍家歴代の業績を紹介された。⁽⁶⁾以下季昌氏の著作に一部検討を加えつつ、論を進めていきたい。

本譜後半の書き継ぎが、唐越調の「皇帝破陣楽」「団乱旋」から始まっている点に、まずは注目したい。この二曲は唐楽のなかでも多楽章から成る「大曲」で、唐楽の「中曲」「小曲」を全て習得した最後に師から伝授される曲である。なかでも唐越調「皇帝破陣楽」「団乱旋」の二曲と盤渉調「蘇合香」「万秋楽」の二曲は「四箇大曲」と呼ばれ重要視されたが、江戸時代以前に前者の二曲が廃絶したため、唐越調の「春鶯囀」と平調の「皇鑾」が「四箇大曲」に加えられた。大曲は長大であることに加え、演奏上も秘伝が含まれることから、演奏頻度は少なく、笙や笛(龍笛)だけはあるが、季村の在世中にこれら大曲の相伝を証明する状が残されている。⁽⁷⁾この二曲の相伝を証明する、筆篋の証明状は見いだせないが、筆篋の

場合にも、証明状の発行を含む相伝の儀式なり手続きがあつたと考える方が自然のため、本譜にこの二曲の譜を記入することの出来たのは、これら大曲の相伝を受け、また実際の演奏に参加していた人物であつたと考えられる。季昌氏の著書には次の通りある。

「安倍季村」

神楽道楽道を父季景より相伝しました。筆築の弟子には、楊梅中将兼邦朝臣がおり、この人には特別に神楽も相伝しました。旧例に従い長男（季英）に帰伝することを約束して伝授しました。

元弘元年（一一三二） 生誕。父は季景。母は藤原忠興女。

（中略）

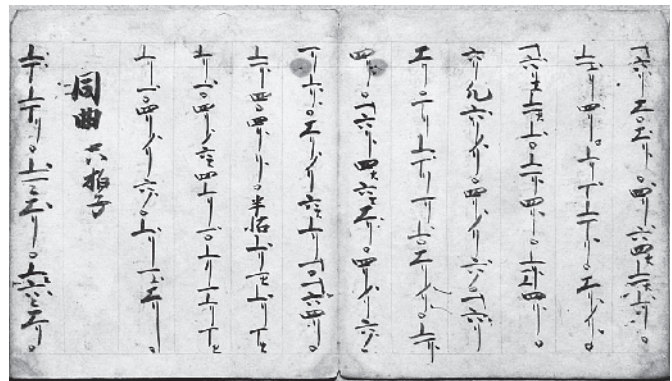
明德五年（一三九四）三月十五日

興福寺常楽会（中略）

応永二十六年（一四一九）八月三日

死去 八十九歳 法名雲光

右に挙げた明德五年三月十五日の興福寺常楽会では「皇帝破陣楽」が、翌日興福寺で行われた法華会では「団乱旋」が奏され、季村が両日とも筆築で参加したことが同家の「常楽会日記」を引いて紹介されている。即ち巻末の年紀にある応永九年時点で、季村は「皇帝破陣楽」「団乱旋」二曲を手沢譜に記入するに十分な資格を満たしていたことがうかがえる。⁽⁸⁾ 安倍家には、季村の祖父に当たる季氏（一二七三～一三五八）の編纂による「筆築抄」が伝えられており、季村も祖父の「筆築抄」から大曲二曲を筆写し、自身の手沢譜に書き加えることには、さほど労を要しなかったと考えられる。事実、本譜の高麗楽譜は、「筆築譜」巻第七からの引用であるだけでなく、高麗楽の曲名の表記（用字）も「筆築抄」を写している。⁽⁹⁾



挿図12 本譜 万歳楽 只拍子

また、本譜前半の収録曲を検討していくと、前半の記主もまた、大内楽所に関わりのあつた人物の可能性が高いことが考えられる。

本譜の収録曲の内、例えば平調「万歳楽」は最初に楽拍子曲を挙げたあと、続いて「同曲」として只拍子曲を挙げている（挿図12）。

楽拍子と只拍子との違いは拍の打ち方にあり、楽拍子は同じ拍例えは四分の四拍子）を繰り返すのに対し、只拍子の場合には二種類の拍（たとえば四分の四拍子と四分の二拍子）が交互に登場する混合拍子である。「万歳楽」は代表的な舞楽

曲であるとともに、管絃でもしばしば奏されてきたことが、天皇主催の管絃の会「御遊」の記録をまとめた『御遊抄』⁽¹⁰⁾や多くの公卿の日記に曲名が見られることから判明する。「万歳楽」の場合、舞楽の伴奏は楽拍子（延八拍子）で奏され、管絃の演奏では只拍子（延只八拍子）で奏されるのが例であった。⁽¹¹⁾

「万歳楽」以外にも、同一曲を楽拍子・只拍子の二通りの演奏が可能な曲として、本譜では次の曲を挙げている。

〔平調〕慶雲楽・甘洲・夜半楽

〔盤渉調〕蘇合香序四帖・宗明楽・採桑老

〔双調〕春庭楽

舞樂の伴奏は多くの場合、絃楽器である琵琶と箏を除いた三管（笙・箏・龍笛）と三鼓（鞀鼓・太鼓・鉦鼓）で演奏されるが、管絃では絃楽器が加えられる。また舞樂の伴奏の場合には、舞の手足の動きに合わせて拍節をより強調した演奏となるが、管絃の演奏は舞樂の伴奏よりは緩やかな速度で、楽曲の進行にしたがって各楽器が合奏に参加していく。平安時代末から鎌倉時代にかけて活躍した大内楽所の楽人・藤原孝道著『木師抄』⁽¹²⁾によると、「楽をし出す事。先笛。次に鞀鼓。次に太鼓。しやうこ。初拍子より笙つく。むかしは初拍子よりなにも一度に付けて。さがりたるを失礼と申しけり。笙の次にひちりき。比巴。箏にてあるべし。箏は比巴より後につくべけれども。あながちまづつくべからず。箏は比巴より後につくべけれども。宮。一の人。大臣。大将。花しよくの人々。御箏にておはします。我ら以下の比巴ひきは。上臈の箏をさきにつけまいらすべし」とあり、管絃の演奏と舞樂の伴奏とで合奏に違いがあったことをうかがわせる。⁽¹³⁾舞樂は、内裏の行事で演奏を担当した大内楽所以外にも、大和の東大寺・興福寺や春日社で舞樂を奏した南都楽所や、摂津天王寺で舞樂を奏した天王寺楽所がある。特に南都楽所は、内裏で舞樂を行う場合、右方の高麗楽を担当した大内楽所とともに左方の唐楽を担当し、交流も密であったが、神楽や管絃の演奏に加わることが出来たのは、公卿・殿上人に接する機会が多かった大内楽所の楽人たちであった。また南都楽所や天王寺楽所の楽人には、内裏の神楽は未知の分野であったことから、大内楽所の楽人の筆写という特色は、神楽の諸曲を収めた本譜後半により顕著に表れているが、管絃用の二種類の譜（楽拍子譜と只拍子譜）の二種類を収録した本譜前半もまた、内裏での奏樂に備えた大内楽所の楽人の筆写によると考えられる。

以上のほか、大内楽所の楽人の演奏と、南都楽所の楽人の演奏との間で、違いがあったことを示す箇所があるので、併せて紹介する。

盤渉調曲「白柱」の曲名に続いて記された、奏法に関する註記のなかに、「京様（大内楽所）」と「奈良様（南都楽所）」の二通りの奏法があったことがわかる。

白柱⁽¹⁴⁾

拍子九、新楽、或十一拍子児女子、号奈良様、又十小曲、又大曲、或十拍子、号京様ト、我朝二八元明天皇御即位ノ時奏此楽也

（以上の句読点は、筆者が補った）

以上、本譜が収録する曲の内容を手がかりに、本譜が大内楽所の楽人の筆写によること、なかならず後半は大内楽所の楽人である安倍季村の筆写による可能性が高いことを、神楽や壱越調の大曲二曲、さらには同一曲を楽拍子・只拍子の二通りに収録した例があることから推測した。ただし、収録曲については疑問も残る。まず唐楽六調子のうち、黄鐘調と太食調の諸曲を収録していないことが挙げられる。この二つの調子に属する曲の演奏頻度が、それ以外の壱越調・平調・双調・盤渉調に較べて著しく低いわけではなく、黄鐘調には「喜春楽」「桃李花」「央宮楽」「西王楽」など、太食調には「万歳楽」と共に祝賀に演ぜられた「太平楽」や「打球楽」「抜頭」「還城楽」など舞樂の名曲が数多くある。したがって黄鐘調・太食調の諸曲を意図的に除外したとは考えにくいのであるが、現在のところ筆者にはこの疑問に答えることが出来る合理的な理由も考えられず、その意図も明らかではない。さらに疑問を挙げるとするならば、壱越調曲も「皇帝

破陣楽」「団乱旋」の大曲二曲以外に、同じく大曲の「春鶯囀」のほか「賀殿」「迦陵頻」「胡飲酒」など舞楽・管絃の名曲があるにも拘わらず、収録されていないことも謎であり、やはり推測の域を超えるほどの理由も考えられず、その意図も明らかにはしがたい。

おわりに

以上の章で、尾張家伝来の雅楽譜の一つ、筆築譜の概要と特色・伝来、そして本譜の成立と書写に当たった一人として推測される安倍季村の存在について記した。要約すると次の通りである。

本譜は一冊の冊子本（折帖装）であるが前半と後半に分かれ、前半は平調曲の目録から双調「柳花苑」まで、後半は嵯越調の大曲「皇帝破陣楽」から神楽、そして高麗楽を収録する。神楽を唐楽と高麗楽との間に挟むのが、大きな特徴として特筆される。後半の書写年代は、巻末の年紀にあるとおり応永九年（一四〇二）当時と見てよく、前半はそれを遡る鎌倉・南北朝時代と推定される。前半・後半ともに京都の大内楽所に属した人物による書写にかかり、特に後半は神楽の筆築を家の芸として独占していた安倍家の当主・季村による筆写と推定される。季村の手沢譜であった時に後半部の書写を手がけ、なかんずく安倍家以外には秘していた神楽諸曲の譜面を収録しているのは注目される。

尾張家に入った時期は明らかではないが、幕末の尾張家十四代慶勝の所持が確認出来る。また本譜は、筆築の古管（景仁作）と共に尾張家に入り、伝来した可能性がある。

雅楽に限らず邦楽全般にいえるのは、実際の演奏では暗譜を重視し、楽

譜はあくまでも備忘を目的とする。今回、本稿では楽譜に記録された音楽そのものについての検討を加えることは出来なかった。近年、恐らくは平安時代の最盛期を凌ぐと思われる、有史以来の雅楽人気もあつてか、装束や楽器・楽譜・楽書も含め、様々な分野で雅楽が脚光を集め、研究も盛んになりつつある。今後は本譜の成立や内容に関する検討と共に、音楽面での研究が盛んになることが考えられる。大方の御指摘・御批判を願いつつ、本稿の筆を置くこととする。

註

（１） 第五章「尾張徳川家ゆかりの文庫と典籍」第二章 徳川美術館「愛知県史編さん委員会編『愛知県史 別編 文化財４ 典籍』愛知県 平成二十七年三月三十一日」。

（２） 舞楽は唐楽曲を左方、高麗楽曲を右方として、左右一対で演奏されるのが例であり、舞楽にも奏される唐楽曲には、対応する高麗楽曲が定められている。

（３） 伯近真著『教訓抄』は『続群書類従 第十九輯上』（続群書類従完成会 昭和二年二月五日・同三十二年一月十五日訂正三版）所収の他、『古代中世芸術論 日本思想体系二三』（岩波書店 一九七三年十月二十五日第一刷）がある。

（４） 福井久蔵『諸大名の學術と文藝の研究』（厚生閣 昭和十二年五月十八日）には「上流の趣味として音楽にふさはしきものなることいふまでもなし。能楽は武家の式楽となりたれば、大小の諸侯多少これを嗜まざるなし。（中略）されど所謂雅楽に至つては之を嗜むもの多からず」とある（第十二 諸侯と藝術）。

（５） 一条兼良（一四〇二〜八二）編『公事根源』（『日本文学全書 第二十二編』博文館 明治二十五年二月六日）には、十二月の「内侍所御神楽」の項目を挙げて次のように解説している。

主上行幸あり。（中略）内侍所のまへに、主殿寮帳を引き、官人庭燎をたく。本末の座二行に設けたり。近衛の召人うしろにあり。人長末に横座なり。次第に座につく。人長進みて膝突などしかせ、鳴高になどいまして、

次第にめず。笛、箏、本末の歌和琴次第に、膝突につきて仕うまつる。人長仰するに随ひて、笛、和琴、拍子本にさぶらふ。末の拍子、箏は末につく。和琴は位によらず、本の座の上に着す。(中略)この御神樂は、一条院の御時よりはじまる。隔年におこなはる。承保より行はる。年々の事になりにつけり。寿永の乱によて、内侍所西海に渡御なりて、三年をへて、事故なく都へ帰り参りし時は、三ヶ夜の御神樂などありき。それは別して臨時に行はる。大方神樂のおこりは、天照大神の、天の岩戸をさして籠り給ひし時、諸神の祈り申されけるに、天鈿命、まさきを鬘として、ひかげを手櫛にして、謡ひ舞ひ、庭火をたきし、いにしへよりは始る事なれば、我朝の風俗、神代の縁起、他にことなるべきにや。

(6) 安倍季昌「雅楽 箏 千年の秘伝」たちばな出版 平成二十年八月三十日。ただし今回参看し、引用した一部には、若干の誤記があると考えられるため、筆者が傍証史料に当たり、一部訂正を加えたことをお断りする。

(7) 宮内庁書陵部所蔵の伏見宮旧蔵樂書の中に、「皇帝破陣樂」「団乱旋」二曲を伝授した伏見宮初代崇仁親王(一三五一―一四一六)から王子彦仁王へ宛てた証明状(応永七年(一四〇〇)四月二十五日付)や王子で三代となった貞成親王宛の証明状(応永十八年四月二十六日付)が残されている。宮内庁書陵部編『圖書寮叢刊 伏見宮旧蔵樂書集成 一』明治書院 平成元年三月二十五日。

(8) 安倍季昌氏の著書によれば、文和元年(一三五二)十一月二十八日に行われた陽祿門院三十三回御忌の記録を引いて、この日舞樂「団乱旋」が行われたことと、季村が箏を奏したとあるが、文和元年のこの日に陽祿門院が薨去したため、至徳元年(一三八四)の誤りであろう。

(9) 安倍季氏「箏抄」との照合に当たっては、季氏の子孫である安倍季良編「新撰箏抄」八冊(安倍季資筆写。国立国会図書館蔵を参看した。季良の「新撰箏抄」は、季氏の「箏抄」に、江戸時代後期までに加えられた管絃曲の「渡物曲」を増補した譜であり、骨子は季氏の「箏抄」と同じである。だけでなく、曲名の表記(用字)も同じであるため、本譜の収録曲との対照には最適である。

本譜の収録曲との比較のため、以下「新撰箏抄」の収録曲を参考に掲げる

(*印は「渡物曲」、☆印は室町時代以降の「渡物曲」を示す。なお多楽章の太曲や数楽章から成る曲、また楽拍子・只拍子の譜が揃う場合も、煩を避けて割愛した)。

巻第一

〔壹越調〕 皇帝破陣樂・団乱旋・春鶯囀・玉樹後庭花・賀殿・迦陵頻・廻盃樂・胡飲酒・河曲子・北庭樂・詔応樂・壹弄樂・一金樂・承和樂・河水樂・菩薩・酒胡子・酒清子・飲酒樂・壹团嬌・武德樂
〔沙陀調〕 (*現行では壹越調に分類される) 陵王・新羅陵王・最涼州・弄槍樂・沁河鳥・壹德塩・安樂塩・十天樂・曹波

巻第二

〔平調〕 三台塩・皇鹽・万歳樂・慶雲樂・廻忽・甘州・相府連・五常樂・裏頭樂・勇勝・永隆樂・陪廬・春楊柳・夜半樂・扶南・郎君子・小娘子・林歌・鶉德・青海波・越天樂・送秋樂・偈頌

巻第三

〔太食調曲・乞食調曲・性調曲〕 (*現行では太食調に含む)

太食調：散手破陣樂・傾盃樂・賀王恩・太平樂・打球樂・天人樂・庶人三台・仙遊霞・輪鼓禪脫・長慶子・感恩多
乞食調：秦皇破陣樂・還城樂・放鷹樂・蘇芳菲・拔頭
性調：長命女兒・千金女兒・安弓子・王昭君

巻第四

〔双調〕 春庭樂・柳花苑・和風樂

〔双調・渡物曲〕 春鶯囀・賀殿・鳥・廻盃樂・蘭陵王・胡飲酒・酒胡子・武德樂・北庭樂・新羅陵王・皇仁・地久・蘇合急・千秋樂

*・青海波・菩薩・☆・十天樂・☆・胡飲酒序・☆

巻第五

〔黃鐘調〕 喜春樂・赤白桃李花・長生樂・西王樂・応天樂・清上樂・安城樂・感城樂・聖明樂・弄殿樂・河南浦・央宮樂・赤白蓮華樂・海青樂・散吟打球樂・蘇合急・青海波・千秋樂・越天樂

〔水調〕（現行では黄鐘調を含む）泛龍舟・拾翠楽・重光楽・平蛭楽・鳥・輪臺
・白柱・拾翠楽破

卷第六

〔盤渉調曲〕蘇合香・萬秋楽・秋風楽・鳥向楽・宗明楽・蘇莫者・剣氣禪脱・輪
台・青海波・採桑老・白柱・竹林楽・千秋楽・越殿楽・感秋楽・承秋楽・遊字女・
鶏明楽・長元楽・五常楽*

卷第七

〔高麗沓越調 筆篋平調〕新鳥蘇・古鳥蘇・進走禿・退走禿・皇仁庭・拍梓・阿
夜岐理・都志・帰徳侯・志岐伝・崑崙・甘醉楽・新靺鞨・新河浦・拍龍・吉簡・
胡蝶・仁和楽・延喜楽・埴破・納曾利・胡徳楽

〔拍双調 筆篋黄鐘調〕地久・蘇志磨・登天楽・白浜

〔拍平調 筆篋下無調〕林歌

なお卷第八には神楽の記録や次第を載せるが、筆篋譜そのものは「祢取・附物
等之譜、依秘事注別卷」とあり記されていない。

- (10) 『続群書類従 第十九輯上』続群書類従完成会 昭和二年二月五日・同
三十三年一月十五日訂正三版。『御遊抄』は内裏の公式行事として行われ、記
録に残された管絃の会（御遊）を清暑堂（新天皇即位後に開催された管絃の御
遊）・内宴・中殿御会・朝覲行幸・御賀・御産・御元服・御着袴・御書始・御
会始・臨時御会・臨時行幸及び御幸・立后・任大臣・臨時客に区分し、それ
ぞれ年代順に掲げた記録である。それぞれ楽器と演奏者名、演奏曲名が挙げら

れており、御遊の中でも最も格式が高いとされた清暑堂御遊では、寛治元年
（一〇八七）に開催された堀河天皇（一〇七九～一一〇七）の清暑堂御遊、保安四
年（一二三三）に開催された崇徳天皇（一一一九～一六四）の清暑堂御遊以降、「万
歳楽」の演奏が定着した。

- (11) 楽拍子と只拍子の奏法の差違については、寺内直子「雅楽唐楽曲の変奏に關
する一考察『仁智要録』における「同曲」について」〔東洋音楽学会編『東洋
音楽研究』第五十六号 東洋音楽学会 一九九三年一月二十日〕を参考した。

- (12) 『群書類従 第十九輯』続群書類従完成会 昭和八年十二月二十日・同
三十四年十月二十日訂正三版。

- (13) 大神基政編『懷竹抄』には堀河天皇の談話として「人々集テ恒ニシテ遊ニハ。
楽拍子ヲスベシ。只拍子ノ楽ヲ彈物ニ合テ。ナダラカニ聞ケル様ニ吹コト。更
叶間敷也。サレバ只拍子楽ヲバ。別ノ習ナカラン輩ニハ。タヤスク吹セン料ニ。
御前ノ御遊ニモ常ニハ楽拍子ヲ用也ト云々」とある。また藤原孝道著『雑秘要
録』によると、「楽人舞人はまひにするを楽拍子としり。たゞのりのをたゞ
びやうしといふめり。まことにほのびてかこを二づつうちたるぞ只拍子。おな
じまくばりにうつぞ楽拍子とは管絃者方にはしりたる」とある。『懷竹抄』『雑
秘要録』ともに『群書類従 第十九輯』続群書類従完成会 昭和八年十二月
二十日・同三十四年十月二十日訂正三版。

（美術館 學藝員）

金 鯨 叢 書 第四十三輯 [年一回刊行]
— 史学美術史論文集 —

平成二十八年 三月 三十日 編集
平成二十八年 三月 三十日 印刷・発行

編集者 竹 内 義 誠
徳 川 崇

〒 171 0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話 (3950) 〇一一二番 (代)

〒 171 0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話 (3950) 〇一一七番 (代)

〒 461 0023 名古屋市東区徳川町一〇一七
徳川美術館
電話 (935) 六二六二番 (代)

〒 605 0089 京都市東山区元町三五五
株式会社 思文閣出版
電話 (533) 六八六〇番 (代)

〒 600 8805 京都市下京区中堂寺鍵田町二
株式会社 図書同朋舎
印刷所 電話 (361) 九一二二番 (代)